

育児・介護休業法等説明会を開催します



少子化の流れを変え、男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指して、平成21年に育児・介護休業法が改正され、平成22年6月30日から施行されているところです。

平成24年7月1日からは、これまで適用が猶予されていた介護休暇制度などが従業員100人以下の事業主にも適用され、改正育児・介護休業法は全面施行となります。

同法の円滑な施行に向けて、長野労働局では以下の内容で育児・介護休業法等説明会を開催しますので、是非御参加ください。

なお、企業規模に関わらず、改正法に沿った規定整備がお済みでない場合も、御参加をお待ちしています。

	日 時		会 場	定員
1	平成24年1月20日(金) 13:30~15:00	伊那会場	長野県伊那文化会館 小ホール 伊那市西町 5776 TEL 0265-73-8822 MAP	150人
2	平成24年1月23日(月) 13:30~15:00	松本会場	長野県松本文化会館 中ホール 松本市水汲 69-2 TEL 0263-34-7100 MAP	200人
3	平成24年1月27日(金) 13:30~15:00	佐久会場	佐久勤労者福祉センター 第5会議室 佐久市佐久平駅南 4-1 TEL 0267-67-7451 MAP	150人
4	平成24年1月31日(火) 13:30~15:00	長野会場	ホクト文化ホール 小ホール 長野市若里 1-1-3 TEL 026-226-0008 MAP	150人

【内容】

○ 改正育児・介護休業法に沿った就業規則の整備

○ 仕事と家庭の両立支援のための助成金概要

(両立支援助成金、中小企業両立支援助成金)

※説明会終了後、個別相談会を行います。

【申込方法】このページを印刷し、下記申込書に必要事項をご記入の上、長野労働局雇用均等室あてFAXしてください。定員になり次第締切らせていただきますが、その場合は御連絡いたします。

【 育児・介護休業法等説明会申込書 】 FAX 026-227-0126

参加する日・会場を○で囲み、このままFAXしてください。

① 1/20(金)伊那会場	② 1/23(月)松本会場	③ 1/27(金)佐久会場	④ 1/31(火)長野会場
事業所名			
所在地			
電話番号			
参加者 職・氏名			

質問事項があれば、御記入ください。